

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## なぜ「無効な36協定」と判断されてしまったか

36協定は過半数代表者と締結しなくてはなりません。過半数代表者とは

1. 労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、労働組合
2. 労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者

今回の右の記事で問題となったのは、代表する者として署名している労働者が、代表者として選出されたという事実を認識していなかったことです。また、次のような者は過半数代表者として認められません。

1. 使用者の意向によって選出されたもの
  2. 管理監督する地位にあるもの(部長や課長など)
- 過半数代表者として認められないものと締結した36協定は、右の記事でも分かる通り「無効」となってしまう、結果として労働基準法違反となってしまうので、十分気を付けましょう。

### 正しい過半数代表者の手続き方法

36協定を締結する為の過半数代表者を選出する事を明らかにした上で、選出をしなくてはなりません。選出方法としては、投票、挙手、話し合い、持ち回りなどがさまざまな選出方法があります。この際、重要なのは労働者の過半数がその従業員を支持していることが明確になる手続きがとられている事です。

### いまさら聞けない 36協定(サブロクキョウテイ)とは

正式名称を「時間外・休日労働に関する協定届」と言います。

- ・36協定の締結は事業所単位になります。支店などがある場合、支店ごとに締結が必要です。
- ・36協定は有効期間の開始日までに所轄の労働基準監督署へ提出しなければ、届出日より前の期間は無効となってしまいます。4/1からの36協定を4/10に届出た場合、4/10から有効となり、4/1～4/9までの時間外労働は労働基準法違反となってしまいます。

### 無効な36協定と判断 須崎労働基準監督署 使用者が「代表者指名」

高知・須崎労働基準監督署(上谷好正署長)は、有効な36協定を締結せずに時間外労働をさせたとして、一般貨物自動車運送業の(有)丸光運輸(高知県高岡郡)と同社代表取締役を労働基準法第32条(労働時間)違反の疑いで高知地検に書類送検した。

発覚の端緒は、平成27年4月18日、同社労働者が冷蔵保冷車を運転中、歩行者を死亡させる事故を起こしたこと。調査の過程で、長時間労働の実態が明らかになった。同社は、有効な36協定を締結せず、事故直前に1日当たり11時間15分の違法な時間外労働をさせたという。

事故を起こした労働者を「過半数代表者」とする36協定を締結・提出していたが、事故の調査時、同社労働者が「過半数代表者となった記憶がなく、36協定自体も見覚えがない」と供述をしたことから、同社代表者が指名し、使用者の意向によって選出された者に当たるとして、36協定を無効と判断した。適切な選出方法について知識がなかったのではないかと同署はみている。仮に36協定が有効だったとしても、1日当たりの延長時間を7時間と定めていたため、時間外労働は違法となる。

同社代表取締役は、時間外労働をさせた理由として、多くなってきた荷主からの注文を処理するため、同社代表者が「過半数代表者」として選出されたという事実を認識していなかったこと、また、次のような者は過半数代表者として認められません。

労働新聞 H28年2月29日付より



ために必要だったと述べている。